

一般質問発言通告書

発言順位 8 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

2020年 11月 25日

三島市議会議員 大房 正治 様

三島市議会議員 21 番 杉澤 正人



質問事項 1	地方自治法に規定された直接請求権の署名簿縦覧手続き上の対応について
具体的内容	今夏8月及び9月、地方自治法第47条の規定により、三島駅南口東街区再開発事業の見直しを問う住民投票条例の制定を求めて、請求代表者以下、手続きに従い、有権者への署名活動が行われた。10月1日、市選挙管理委員会は署名筆数が法定有効数に達したとして、同月2日から8日までをその期間として当該署名簿を縦覧に付した。9日、市選挙管理委員会は縦覧期間中に異議の申出がなかった事と有効署名数を告示して署名簿を条例制定請求者代表に返還している。
	上記流れを踏まえ、署名簿の縦覧手続きに関し以下質問する。
1	署名簿の縦覧は何を目的に行うものと認識しているか。
2	今般の署名簿に関し「異議の申し出はなかった」旨、市の広報において表明しているが審査に値する疑義がなかったと言う意味に解して良いか。即ち確認の問い合わせや、疑わしい事例の示唆・報告などは有ったのか無かったのか、縦覧に於ける業務状況を伺う。
3	今回の縦覧に関して、縦覧の結果から得た個人情報公表、あるいは署名した本人に告げ、その真意を質すという行為がなされた疑いがある。このような個人情報の保護また投票の秘密に類する「署名意思の自由」即ち「内心の自由」を侵害する行為はあってはならないと考えるが、選挙管理委員会の認識を伺う。
4	縦覧が本来の目的以外に使用される事を避け、個人情報を守る手立てとして何等かの縦覧規定、運用指針を整備する必要があると考えるが当局の見解を伺う。
質問事項 2	都市計画審議会の審議結果について
具体的内容	去る11月6日、令和2年度第2回三島市都市計画審議会が開催され、この場において懸案の三島駅南口東街区再開発事業に関し、①用途地域の変更、②高度利用地区の決定、③第一種市街地再開発事業の決定、④三島駅南口周辺地区計画の決定について審議が行われた。
	その審議状況、提示された事実等につき以下伺う。
1	上記4議案は、出席者の多数を以って市の提案が了承される形となったが、審議最終盤の会長(議長)の求めに応じて賛成の挙手をした者は、①用途地域変更については14名、挙手しなかった者が2名あった。②高度利用については11名の賛成に対し反対は5名、③第一種市街地再開発事業の賛否も賛成11、反対5。④地区計画決定については13対3という結果となった。
	②③のような11対5と言う数は、大多数が賛成したと言う状況ではなく、①④の場合においても2名あるいは3名という反対表明がある中での判断と言う事になる。また反対者の中では、出席の市議会議員以外に、市民代表枠として選任された委員3人全員が反対している項目があるという事実は重く受け止めるべきであろう。この状況について当局の見解を伺う。
2	当該審議に先立つ先の臨時議会総務委員会においても、また当審議会においても当局から同様に説明された、予定される高層建築物の地下構造部下面と溶岩内地下水面との距離(離隔)が「あれば良い」「あるから安全である(「地下水に影響を及ぼさない」「地下水への問題は無い」)」とする意味を問う。当局は「離隔がある事を確認している」という言い方をしているが、「あれば良い」とするのであれば、その「離隔」は1mでも10cmでも1mmでも良いのか。
3	審議会付帯意見として、「地下水の保全に最大限配慮する事業計画とし、最新の調査結果、検討状況を踏まえた事業進捗について、市民に広く知らせるよう努めてほしい」旨の文言が採択された。これを単なる努力目標の宣言としないため、どのような具体策を講ずるのか伺う。